平成２２年（フ）第１２５号
滋賀県彦根市南三ツ谷町525番地
債務者　安居　清和
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１６３号
京都市東山区鞘町通五条下る２丁目大阪町385番地４　シバハウス204号
債務者　沢井こと　澤井　正道
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
兵庫県神崎郡市川町澤683番地の３
債務者　本田　力也
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２５号
兵庫県姫路市勝原区宮田287番地３県営姫路勝原鉄筋１号棟401号
債務者　チャッキリィ美穂（旧姓増野）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２号
奈良県吉野郡大淀町大字北野109番地の10
債務者　佐藤　高志
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４３号
奈良県吉野郡大淀町大字北野109番地の10
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１２０３号
広島市安芸区中野東２丁目１番25―205号　レインボー１
債務者　白石　勝巳
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
広島県尾道市原田町梶山田4291番地
債務者　横路　昌平
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
山口県下関市新地西町２番14号
債務者　宮崎　公博
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
山口県下関市山の田東町６番３―303号　山の田東県営住宅
債務者　林　　麻紀
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
山口県下関市武久町２丁目54番１―403号　谷野マンション
債務者　髙嶋佳代子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
愛媛県松山市枝松６丁目６番28号　ダイヤモンドベイ枝松602号
債務者　戸川　　修
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
愛媛県松山市堀江町甲1055番地
債務者　渡部　　寛
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１号
福岡県うきは市浮羽町古川966番地１
債務者　佐藤ノブ子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県田川郡福智町金田1093番地
債務者　吉田　法尋
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４３号
宮崎県都城市宮丸町2852番地６、住民票上の住所宮崎県都城市平江町43号３番地
債務者　甲斐　初子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２７号
鹿児島県伊佐市大口元町７番地９
債務者　西之園一郎
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
鹿児島県霧島市隼人町神宮４丁目２番46号
債務者　岩井田忠人
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係